

役員報酬規程（賞与）の改定案について

1. 概要

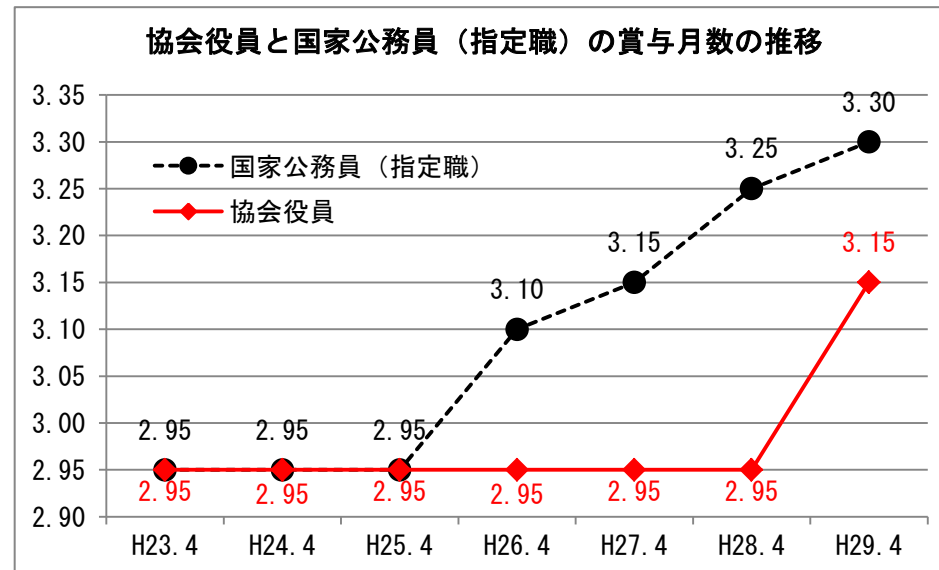
協会の役員の賞与については、これまで国家公務員（指定職）の賞与の支給水準を参考としているが、平成27年度まで賞与の支給水準引上げを据え置いてきた結果、0.15月分乖離しているため、賞与の支給割合の見直しを行う。

2. 改定案

賞与の支給水準を、現行の「年間3.15月分」から0.15月分を引上げ、「年間3.30月分」とする。

3. 改定時期

平成30年8月1日



全国健康保険協会役員報酬規程 新旧対照表（改正部分のみ）

新	旧
<p>(賞与)</p> <p>第9条 賞与は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する役員に対して支給する。</p> <p>2 賞与の額は、賞与基礎額に、6月に支給する場合には <u>100分の157.5</u>、12月に支給する場合には <u>100分の172.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその役員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月15日以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 2箇月以上3箇月15日未満 100分の30</p> <p>(5) 1箇月以上2箇月未満 100分の20</p> <p>(6) 15日以上1箇月未満 100分10</p> <p>(7) 1日以上15日未満 100分5</p> <p>(8) 0日 0</p> <p>3 理事長は、前項の額を、厚生労働大臣が行う業績評価の結果及びその役員の業務実績等を考慮し、増額又は減額することができる。</p> <p>4 第2項の賞与基礎額は、それぞれその基準日現在（退職若しくは死亡し、又は解任された役員にあっては、退職若しくは死亡し、又は解任された日現在）において役員が受けるべき基本給の月額及び地域手当の月額の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び基本給の月額に100分の25を乗じて得た額の合計額を加算した額とする。</p>	<p>(賞与)</p> <p>第9条 賞与は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する役員に対して支給する。</p> <p>2 賞与の額は、賞与基礎額に、6月に支給する場合には <u>100分の150</u>、12月に支給する場合には <u>100分の165</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその役員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月15日以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 2箇月以上3箇月15日未満 100分の30</p> <p>(5) 1箇月以上2箇月未満 100分の20</p> <p>(6) 15日以上1箇月未満 100分10</p> <p>(7) 1日以上15日未満 100分5</p> <p>(8) 0日 0</p> <p>3 理事長は、前項の額を、厚生労働大臣が行う業績評価の結果及びその役員の業務実績等を考慮し、増額又は減額することができる。</p> <p>4 第2項の賞与基礎額は、それぞれその基準日現在（退職若しくは死亡し、又は解任された役員にあっては、退職若しくは死亡し、又は解任された日現在）において役員が受けるべき基本給の月額及び地域手当の月額の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び基本給の月額に100分の25を乗じて得た額の合計額を加算した額とする。</p>

新	旧
<p>5 基準日以前6箇月以内の期間において、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、国家公務員から引き続いて役員となった者については、その者の国家公務員として引き続いた在職期間を役員としての引き続いた在職期間とみなす。</p> <p>6 基準日以前に引き続き国家公務員となるため退職した役員に対しては、第1項の規定にかかわらず、賞与は支給しない。</p> <p>附 則</p> <p><u>1 この規程は、平成30年8月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 平成30年12月に支給される賞与の額は、第9条第2項の規定にかかわらず、賞与基礎額に、100分の180を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその役員の在職期間の同項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</u></p>	<p>5 基準日以前6箇月以内の期間において、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、国家公務員から引き続いて役員となった者については、その者の国家公務員として引き続いた在職期間を役員としての引き続いた在職期間とみなす。</p> <p>6 基準日以前に引き続き国家公務員となるため退職した役員に対しては、第1項の規定にかかわらず、賞与は支給しない。</p>